



# 鳥取県公報

令和3年5月28日（金）  
第9304号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（319）（福祉監査指導課）	2
	物品売払代金の徴収事務の委託（320）（生産振興課）	2
	国土調査の成果の認証（321）（農地・水保全課）	2
	清算法人鷹狩土地改良区の清算人の退任（322）（東部農林事務所）	3

# 告 示

## 鳥取県告示第319号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
SOLA内科・糖尿病クリニック	米子市上福原三丁目7-30	令和3年5月1日

## 鳥取県告示第320号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館における県刊行物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
一般財団法人鳥取県観光事業団
- 2 委託期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 鳥取県告示第321号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の 名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
八頭郡八頭町	平成30年度から令和2年度まで	八頭町（上津黒の一部（20183132911））の地籍図及び地籍簿	八頭町上津黒の一部	令和3年5月28日
"	"	八頭町（船岡殿の一部（20183132921））の地籍図及び地籍簿	八頭町船岡殿の一部	"
"	"	八頭町（水口の一部（20183132922））の地籍図及び地籍簿	八頭町水口の一部	"
"	"	八頭町（用呂の一部（20183132932））の地籍図及び地籍簿	八頭町用呂の一部	"
"	"	八頭町（落岩の一部（20183132909））の地	八頭町落岩の一部	"

	籍 関 及 び 地 籍 簿	
--	---------------	--

**鳥取県告示第322号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、次のとおり清算法人鷹狩土地改良区から清算人が退任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により告示する。

令和3年5月28日

鳥取県東部農林事務所長 加 藤 裕 利

## 退任した清算人の氏名及び住所

森 尾 卓 朗 鳥取市用瀬町鷹狩708  
小 林 隆 史 鳥取市用瀬町鷹狩711  
森 田 和 男 鳥取市用瀬町鷹狩521  
磯 部 正 雄 鳥取市用瀬町鷹狩3-1  
森 田 英 樹 鳥取市用瀬町鷹狩522  
小 林 雅 彦 鳥取市用瀬町鷹狩59-1  
小 林 一 郎 鳥取市用瀬町鷹狩704

令和3年4月24日退任